

**お知らせ**  
**臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金**

消費税率8%への引き上げによる、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、平成27年度も引き続き支給要件を満たす方に、次の給付金が支給される予定です。

**臨時福祉給付金**

▼支給対象者

平成27年度市町民税(均等割)が課税されていない方で、次の①②のいずれにも該当しない方

①平成27年度市町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など

②生活保護制度における被保護者など

▼基準日

平成27年1月1日

▼支給額

支給対象者1人につき、6,000円

**子育て世帯臨時特例給付金**

▼支給対象者

平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く。)の受給者及び要件を満たす方

ただし児童手当の対象児童が次の①②のいずれかに該当

する場合は、対象外となりません。

①基準日より後に生まれた児童

②基準日以後に死亡した児童

▼基準日

平成27年5月31日

▼支給額

支給対象児童1人につき、3,000円

※申請の受付時期や手続きなどについては、詳細が決まり次第改めてお知らせします。

■問い合わせ

ほけん福祉課  
(すこやかセンター伊野内)  
☎893-3818

**お知らせ**  
**出張所で取扱いの納税証明書が増えました**

軽自動車税の納税証明書の発行が、4月から八田出張所・枝川出張所でもできるようになりました。ご利用される方は車検証を持参の上、申し出てください。

また、確定申告などの際に使用される国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額証明書につきましても発行します。

■問い合わせ

町民課

☎893-1118

**お知らせ**  
**森林の土地の所有者届出制度のお知らせ**

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出事項

届出書には、届出者と所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを

記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式がありますので、詳しくは次の連絡先までお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課  
(吾北総合支所内)

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

**お知らせ**  
**平成27年度銃砲刀剣類登録審査会のお知らせ**

高知県教育委員会文化財課では、銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づいて、美術品もしくは骨董品として価値のある火なわ式銃砲などの古式銃砲又は美術品としての価値のある刀剣類を登録するために、毎年、登録審査会を実施しています。

▼申請に必要なもの

・審査を受けようとする銃砲刀剣類

・警察署で交付を受けた発見届出済証

・1件につき6,300円の登録申請手数料(登録できない場合も必要)

▼日時

毎月1回(火曜日)  
13時30分~16時

(受付は15時30分まで)

4月14日、5月12日、6月9日、7月14日、8月11日、9月8日、10月13日、11月10日、12月8日、1月12日、2月9日、3月8日

▼場所

高知県庁西庁舎3階会議室  
(高知市丸ノ内1-7-52)

▼その他

①登録証の再交付

登録証を失くした場合は再交付を受けてください。事前に文化財課へ連絡し、登録銃砲刀剣類(現物)、1件につき3,500円の登録手数料が必要です。

②美術刀剣類製作承認

1件につき800円の申請手数料が必要です。

■問い合わせ

高知県教育委員会文化財課  
(銃砲刀剣類担当)

☎821-4761